

Title	マヤ紋章文字研究の現段階
Sub Title	
Author	佐藤, 孝裕(Sato, Takahiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.63, No.1/2 (1993. 8) ,p.187- 202
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930800-0187

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マヤ紋章文字研究の現段階

佐藤孝裕

I はじめに

ヘインリヒ・ベルリン (Heinrich Berlin) が紋章文字 (Emblem Glyph) の存在を発表したのは、一九五八年の⁽¹⁾ことであった。マヤ文明の都市には、同じ接字を持つが、主字は都市⁽²⁾とに異なるその都市特有の文字がある⁽³⁾といふべき、それを紋章文字と名付けたのである。それまでは、石碑やリンテルなどのモニументに刻まれた碑文には、専ら暦や天文学に関する事柄のみが記されていふとの考え方支配的であったが、この発見が端緒となり、碑文はその都市を治める王家の歴史を扱つてゐる⁽⁴⁾ことがわかるようになつた。このように、ベルリンは古典期マヤ社会の政治史的研究に先鞭をつけたのだが、紋章文字が何を表わすのかについては、都市名・都市の守護神の

名・王朝名などの可能性を示唆するのみで、特定しなかつた。

王家に属する人物の名前に常に後置してゐる。この文字を有していた都市国家は少なく、これまでに確實に紋章文字と同定された文字を持つていた都市国家の数は、三六ほどに過ぎない⁽⁶⁾。

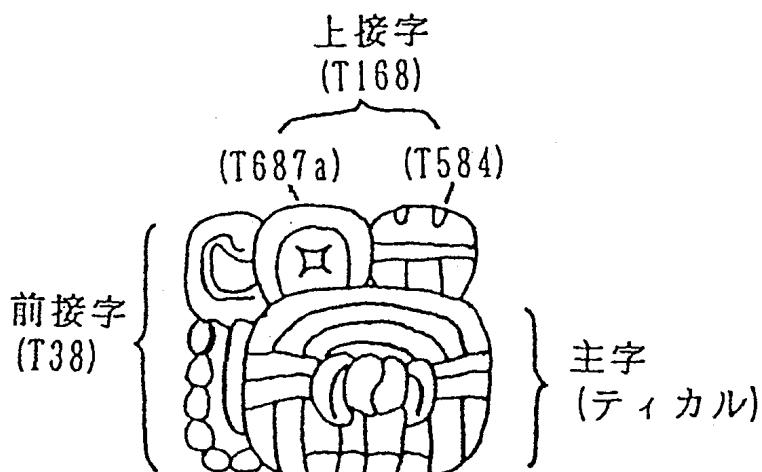


図1 紋章文字

が確信しているほどには、この「紋章文字の主字＝地名」説の根拠が確固たるものであるようには思われない。そこで、本稿では、通説となりつつある同説を批判検討し、あわせて他の可能性を探つてみたい。

前接字は、トンプソンの命名にちなんで、一般に『水グループ (water group)』と呼ばれているT三三一からT四一までの接字群である。水滴が落ちているように見えることからこのように名付けられたのだが、水滴以外に

紋章文字は碑文の一節の末尾に生起する文字であり⁽⁴⁾、

II 紋章文字の接字

も、トウモロコシの穀粒・香の玉・占い用の小石等、
様々な解釈がなされている。⁽¹⁵⁾ 現在最も有力なのは、「これ
を血の滴とみなす説である。⁽¹⁶⁾ スチュアート (David
Stuart) とヒューストン (Stephen D. Houston) による
「神聖な (holy)」⁽¹⁷⁾ とか「神の (divine)」⁽¹⁸⁾ ふういうな
意味を表わす。

以上のことから、紋章文字の接字は、直前に名前が生
起する人物、恐らくは王の称号を表わすと考えられる。

III 「紋章文字の主字＝地名」説

これまでのところ、約四〇の主字が同定されている。⁽¹⁸⁾
始めに述べたように、紋章文字を発見したベルリンは、
当初はその主字の機能については特定しなかつたが、後
に都市名を表わしていると考へるに至る。プロスクリア
コフ (Tatiana Proskouriakoff) のように、場所よりも
むしろリニッジか王朝の名を指すと考へる研究者もいた
が、これは例外的であり、ほとんどの研究者が地名説に
傾いているというのが現状である。

ただ、かつては単に都市名とする説が一般的だったた
のに対し、今は都市 자체だけではなく、都市を治める政

治的勢力の支配が及ぶ領域を表わすと考えられている。

近年、研究者はこの政治的領域のことを『組織体
(polity)』と呼ぶ傾向があるが、日本語として馴染みに
く語なので、本稿ではスチュアートヒューストンに
倣つて『都市国家 (city state)』と呼ぶことにする。⁽²¹⁾

この「紋章文字の主字＝地名 (都市国家名)」説の正
当性を立証する根拠として、四つの点が挙げられている。
そこで、それらの根拠について、以下個別に検証を試み
ることにする。

(1) キリグア (Quirigua) の王『カワックの空
(Cauac Sky)』が常にコパン (Copan) の紋章文字を伴
うのに対し、彼の妻と思われる女性はキリグアの紋章文
字を伴っている。『カワックの空』以降のキリグアの諸
王は、彼に類似した名前を持つ一方で、キリグアの紋章
文字を用いている。もし紋章文字の主字が王朝名を表わ
すのであれば、後の王達の名前は父系であるにもかかわ
らず、なぜ母系の王朝名を受け継いだのか説明できない。
逆に、紋章文字の主字が地名を表わすと考へると、『カ
ワックの空』はコパンの出身なのでコパンの紋章文字を
用い、彼の子孫達はキリグアの出身なのでキリグアの紋
章文字を用いたということになり、矛盾しない。⁽²³⁾

この考えは、以下に述べる二つの理由から妥当ではないと思われる。先ず、『カワックの空』は常にコパンの紋章文字を伴つていたわけではなく、キリグアの紋章文字を伴うこともある。⁽²⁴⁾ しかもコパンの紋章文字を用い始めたのは、コパンとの戦いに勝利して以降である可能性が強い。⁽²⁵⁾ その際、彼はモニユメント5とモニユメント10の碑文でコパンの紋章文字を自分の称号に付け加え、一四代王を名乗り始める。⁽²⁶⁾ キリグアの王朝は、九代王より後、二五〇年以上に渡つて途切れている（少なくとも不明である）ことと、キリグアに敗れたコパンの『一八兔』⁽²⁷⁾ ことと、キリグアに敗れたコパンの『一八兔』⁽²⁸⁾ の空』は『一八兔』の後継者を自認したものと考えられる。しかし、コパンでは、『カワックの空』を勘定に入れずに一四・一五・一六代と王位が継承されているので、彼の一四代王自称は、文字通り自称に過ぎないようである。以上のことがわからるように、『カワックの空』がコパンの紋章文字を用いたのは、自らを誇示するためであつた可能性が高く、必ずしも彼がコパンの出身であることを意味するわけではない。従つて、彼がコパンの紋章文字を自らの称号に加えたことと彼の子孫達がキリグアの紋章文字を用いたことは、全く矛盾しないのである。

次に、ケリー（David Humiston Kelly）は、『カワックの空』王の子孫が、自分の父ではなく母の王朝名を受け継ぐのは不自然だとしているが、これは父系制であったマヤ社会の王位継承原理に矛盾しない。仮に『カワックの空』が外来者であり、キリグア王朝の女性と結婚することによって王位に即いたとしても、その場合キリグア王朝の父系に属するのは彼の妻、子供にとつては母親の方である。従つて、『カワックの空』の子がキリグアの紋章文字を使用するのは当然の帰結なのである。これは、父系制社会では例外的な事例ではない。初代『ジャガーの足（Jaguar Paw）』王から『C』王（Ruler C）まで一一世代に渡るティカル王朝の間断ない家系について研究したコギンズ（Clemency Coggins）によると、ここでは父子継承が七例あり、王の女婿が継いだのが四例である。⁽³⁰⁾ キリグアとの関連で重要なのは、後者の例である。これは、王位を継ぐべき男子がいなかつたためにとられた措置と推察される。このような場合には、女婿を王の娘のリニッジに取り入れるか、あるいは娘の子を彼女のリニッジの後継者にすることによって、特定の父系リニッジによる王位継承の存続を図つたようである。⁽³¹⁾ 民族誌的研究によると、このような方法はチャルチウイ

タノ (Chalchihuitán) のツォツィル (Tzotzil) 族の間で、息子のいない男の土地所有権相続に際して行われている。同様の制度はツエルタル (Tzeltal) 族やチュフ (Chuj) 族の間に見られる。⁽³²⁾ これらはいずれも父系制社会である。

以上述べたよハニ、⁽³³⁾ の説は「紋章文字の主字＝王朝名」説を否定できるものではないし、また地名説の根拠にもなり得ないと見える。

(2) 戰争を意味する複合語内で、特定の都市国家の紋章文字の主字の代わりに、「大地」を意味する文字カバハ (Caban' T五二一六) がたまに用いられる」とがある。⁽³⁴⁾ この紋章文字の主字とT五二一六の互換性は、前者が土地の概念を有する⁽³⁵⁾ことを示している。

これは確かに説得力のある見解であるように思われる。しかし、紋章文字の主字が土地を表わし得るということは、必ずしもそれが地名であると云ふことを意味しない。なぜなら、本来王朝を表わす語が、その王朝の支配領域を表わすのに転用されたとも考えられるからである。このように主字が接字を伴わず、単独で生起する場合には、領土を表わし得ると認識されていた可能性を考慮に入れる必要があるう。

(3) セイバル (Seibal) の紋章文字の主字に、T五九が接字として生起する例が一つある。この場合のT五九は、「一で (in & at)」など動作が行われる場合を表わす前置詞（日本語の格助詞に相当する）の働きをしている可能性が高い。

しかし、ティ (ti) と読まれるT五九には、与格や対格の前置詞としての用法もあり、この場合は紋章文字の主字を地名と考える必要はない。また、たとえT五九が場所を表わす前置詞として使われているとしても、(2) で述べたように、紋章文字の主字が領土の概念（ある王朝の支配が及ぶ範囲という意味で）を含み得たと考えれば問題はない。

(4)これまでにマヤ文字の主要なカテゴリーのほとんどが解読されるかあるには理解されているが、その中には地名は含まれていない。従つて、もし紋章文字が都市や『組織体』に言及しているのだとすると、マヤの碑文にはそのようなものが存在しない⁽³⁶⁾ことになる。

これは悲観的な消去法的発想と言え、根拠と呼ぶには値しない。しかも、最近になってスチュアートとヒューストンは、都市国家内の都市の固有の名前が碑文に記されている⁽³⁷⁾とを見出している。これらの名前には、その

表1 マヤおよびメソアメリカの他の諸文明の都市の通称と原名⁽⁶³⁾

	現在の名称	原名	意味
マ ヤ 文 明	マヤパン (Mayapán)	同	マヤ人の旗
	イサマル (Izamal)	同	天の露 (Dew of Heaven)
	チチェン イツア (Chichen Itzá)	同	水の呪術師の井戸の辺 (The Mouth of the Well of the Itzás)
	コバ (Cobá)	同(?)	波立つ湖 (Ruffled Waters)
	サクレウ (Zaculeu)	同	白い大地 (White Earth)
	ウタトラン (Utatlán)	グマルカアフ (Gumarcaaj)	古い葦が密生する場所 (Place of Old Reeds)
メ ソ ア メ リ カ の 他 の 諸 文 明	ツインツンツアン (Tzintzuntzan)	同	ハチドリが群棲する場所 (Place of the Hummingbirds)
	トゥーラ (Tula)	トリヤン(トゥーラの異形) (Tollán)	葦が密生する場所 「都市」と同義 (Place of the Bulrushes)
	カリシュトラワカ (Calixtlahuaca)	同(?)	平原の家 (House on the Plain)
	テナユカ (Tenayuca)	同	要塞化した場所 (Fortified Place)
	トラテロルコ (Tlatelolco)	同	人工の砂の丘 (Artificial Mound of Sand)
	チョルーラ (cholula)	同	流水が湧き出る場所 (Place where the Waters spring from)
	ゼンポアラ (Zempoala)	同	20の川の支流が流れる場所 (The Place of 20 Waters)

都市に関連する地勢を表わしているものもあるようである。⁽³⁶⁾

現在用いられている遺跡の通称の多くは、一九世紀につけられたものであり、ほとんどの遺跡が元々何と呼ばれていたのかわかつてない。ただ、スペイン人が到來した後古典期に属す都市国家の中には、当時の名前が記録に残され、現在まで伝えられているものもある(表1参照)。そのほとんどが地勢、あるいは生態系を表わしているのである。このことは、スチュアートやヒューストンの発見が信憑性が高いことを示している。

「地名」説を裏づける根拠として挙げられた四つの事項について検証したが、このことから明らかのように、この説は決して定説と呼ばれるほど強固なものではない。少なくとも、これに代わる説を排除するほどのものではないと言えるであろう。

IV 「紋章文字の主字

＝リニッジ／王朝名』説

紋章文字の主字が地名以外のものを表わすと考えたのは、独りプロスクリアコフだけではない。バルテル(Thomas S. Barthel)は地名と民族名を表わすとしているし、マーカス(Joyce Marcus)も、都市とその領土を表わすとしながら、元來は都市を創建した王朝名を指していたかも知れないと示唆している。⁽³⁸⁾またシェアラー(Robert J. Sharer)は、一つの都市国家に複数の主字が存在する場合もある」とから、創始リニッジを表わすと考へている。⁽³⁹⁾

筆者も、Ⅲの主字説に対する批判的検証の中で、紋章文字がリニッジあるいは王朝名を表わしている可能性があることに触れた。そこでいっては、この説を支持する筆者が考へるいくつかの根拠について論じることにする。

る。

その前に、王朝の定義について考えておく必要がある。ここでいう王朝とは、創始者まで具体的に系譜関係をたどりうる王の家系のことだが、リニッジとは幾分異なる。例えば、子孫ではないと判明している外来者が王位に即いた際、自分と血縁関係のない前王と同じ創始者の子孫であることを主張している例がある。⁽⁴⁰⁾つまり、リニッジが異なるにもかかわらず、同一の王朝の成員であると称しているのである。このように、マヤ人の間では、リニッジが繋がっていなくても、王朝の家系は形式的には途切れないとがつた。これは、後で述べるようにマヤ人が血縁を尊重し、殊に王位継承には不可欠と見なされていたため、王権の篡奪者と言えども、正当な後継者と認められるためには、同一の家系に属することを表明する必要があつたためであろう。

(1) 紋章文字の中には、複数の都市国家によつて共有されているものがある。例えば、アロヨ・デ・ピエドラ(Arroyo de Piedra)とタマリンディート(Tamarindito)では、四七二年から五五四年にかけて、数人の同名の王が碑文で言及されている。⁽⁴¹⁾この両都市は四キロメートル離れているだけである。同様のことは、パレンケ

(Palenque) ルートルトゥゲロ (Tortuguero)⁽⁴²⁾、マチャヤキ
ル (Machaquila) ルーレス・イスラス (Tres Islas)⁽⁴³⁾、ド
ス・ピラス (Dos pilas) ルアグアテカ (Aguateca)⁽⁴⁴⁾ 等に
ついても述べる。このように、同一の紋章文字を共有し
てゐる都市は、大抵近接してゐて、また一方が他方より
かなり大きい。⁽⁴⁵⁾ このことから、両都市は同じ都市国家に
属していくと考えられる。

しかしながら、ドス・ピラスとティカル (Tikal)⁽⁴⁶⁾ の
場合は事情が異なる。つまりのも、同一の紋章文字を有
するこの二つの都市は約七〇キロメートルも離れており、
古典期後期低地南部マヤ社会の情勢を考慮に入れても、
到底同一の都市国家を形成していたとは考えられないか
である。つまり、紋章文字の主字が都市国家を表わし
てゐるとすると、この状況を説明するのは困難なのであ
る。

しかし、紋章文字の主字がリニッジ／王朝名だとされ
ば、ティカルとドス・ピラスは同じリニッジあるいは王
朝に属す王家によつて支配される別々の都市国家であつ
たといふことだ、問題なく説明できる。事実、この両都
市国家の王家に何らかの血縁関係があつた可能性が、数
人の研究者によつて指摘されてゐる。例えばカルバート

は、ドス・ピラス王朝の創始者『1』王 (Ruler 1)⁽⁴⁷⁾ が
ティカルから来たかも知れないとしている。ティカル王
朝の成員だつた『1』王が、南方に移動して出立の王國
を創立したと云うわけである。クロス (Michael P.
Cross) は、具体的な根拠を示してはゐないが、『1』王
とティカルの『A』王 (Ruler A) が兄弟だつたと示唆
している。⁽⁴⁸⁾ 『A』王の墓である墓所一一六 (Burial 116)
の副葬品の中に、ドス・ピラスの『2』王 (Ruler 2)
の死と埋葬の跡とが刻まれた骨があることから、両王
家の間に少なくとも何らかの密接な関係があつたことが
推定される。

また、ドス・ピラスの『1』王が都市国家ティカルの
出身であつたため、ティカルの主字 (リニッジ／王朝名
でなく都市国家の名としての) を用いたという考え方も、
次に述べる理由から成り立たない。ドス・ピラスは、戦
争による領土拡大を推進したという点で、古典期マヤ社
会にあつて極めて稀な存在であつた。初代『1』王から
『4』王 (Ruler 4) に至るまでの間、アグアテカのみな
らず、タマリンド、アロヨ・デ・ピエドラ、ラ・
アメリカ (La Amelia)、アグアス・カリエンテス
(Aguas Calientes)、セイバル、イシムトカツ (Ixtuatz)

カンクエン (Cancuen) 近郊の盗掘された遺跡での碑文中に、ドス・ピラスの紋章文字が生起している。⁽⁵¹⁾ 七四一年頃までには、ドス・ピラスを中心とした強力な政治組織が、ペテシユバトゥン (Petexbatún) 地域に生まれていたようであり、⁽⁵²⁾ ドス・ピラスの紋章文字の分布の拡大はそのことを反映していると思われる。ここで、もし紋章文字の主字が地名を表わすのであれば、問題が生じる。ティカルの出身と想定される『1』王がティカルの紋章文字を使うのは当然だとしても、彼の後継者である『2』王から『4』王までの三人の王がティカルの紋章文字を用いるのは不自然である。彼らはティカルとは別の都市国家ドス・ピラスの王なのであり、たとえティカルの王家と血縁関係があるとしても、自国を表わすためには独自の文字を用いるのが自然である。もし紋章文字の主字が地名を表わすのであれば、少なくとも『2』王から『4』王までの三人の王の紋章文字の主字は、実体のない言わば空字であり、ドス・ピラスを表わす文字が存在しないことになる。このこと自体あり得ないと思われるし、しかも紋章文字の主字が都市とその領土を表わすという元々の定義と矛盾することになる。逆に、紋章文字の主字がリニッジ／王朝名を指すと考えると、

ティカルの王家のリニッジの成員であり、ドス・ピラスを創建した『1』王を始め、近隣の都市を服属させていき、都市国家を拡大した彼の子孫がティカルの紋章文字を用いたのは、極めて当然である。

(2) 都市国家の中には、複数の紋章文字を有するものがある。例えば、パレンケには五つの紋章文字があるし、ティカルには三つある。このような都市は大都市に限られている。これはいくつかの有力なリニッジが競合していたか、あるいは分節リニッジが存在し、それらが異なる紋章文字を使用していたことを表わすのかも知れない。

(3) 紋章文字の主字は、単独に生起することは少なく、ほとんどの場合上接字と前接字を伴っている。従って、主字の持つ意味を考えると、単に主字のみに注意を向けるのではなく、付随する接字群の意味も考慮に入れ、紋章文字全体として考えることも重要であろう。IIで述べたように、上接字のT一六八がアハウを表わすのはほぼ間違いない。そして前接字T三二一からT四一は血の滴を表わすと考えられる。それは次のような理由による。『水ゲループ』のように、小球状の物体が落下する図柄は、石碑やリンテルにもよく描かれている。図の中心人物の手から小さな粒がこぼれる様が、トウモロコシの

種子らしきものを蒔いているように見えることから、『播種儀礼 (scattering rite)』と呼ばれることがある。かつてトウモロコシの種子と解釈されたこれらの小球は、現在では血だと認められている。⁽⁵⁷⁾つまり、『播種儀礼』は、実はマヤ人が即位・婚姻・出生・戦争などの準備や終了に際して、あるいはカトゥンの完⁽⁵⁸⁾了⁽⁵⁹⁾時に不可欠な慣例として行なった『放血儀礼 (bloodletting ritual)』であった。このように、マヤ人にとって、放血は王権の制度、神話に由来する世界秩序や、あらゆる種類の公的な儀礼の基礎を成していた。また都市国家の支配階級であるエリートは、『放血儀礼』を通じて、自らの地位の正当性を示そうとした。

また、観念としての血、すなわち血縁関係もマヤ人にとって重要であった。Ⅲで触れたように、古典期マヤ社会は父系社会であり、王位継承においても父系リニッジの成員であることが極めて重要であった。ただ、Ⅲのティカルの例から明らかのように、必ずしも長子相続制ではなかつたようである。⁽⁶⁰⁾しかしながら、古典期マヤの都市国家にとって、同じリニッジの王朝を維持することが、王家の権威を保つ上で枢要であると認識されていた。⁽⁶¹⁾この一つの理由から、紋章文字の前接字は血の滴を表

わしていると考えるのが妥当であろうと思われる。つまり、血の滴によって、自分が支配リニッジあるいは王朝の正當な成員であることを示そうとしたのである。さて、これまでに述べたことを整理すると、上接字がアハウという称号を表わし、前接字は文字通り「血統」を表わし、「神聖な」というような意味を持つといふことになる。ハレハライズレも人間にかかる事柄である。従つて、これらの接字が付隨する主字が、都市や領土に直接言及しているとは考えにくい。むしろ、リニッジを指していると考えるのが自然である。要するに、紋章文字は、「リニッジに属し、権威が神に由来する王」ということを表わしていると解釈され得るのである。

V おわりに

石碑やリンテルなどのモニュメントに刻まれた大量の碑文の解読が進展するにつれて、古典期マヤ社会の情勢が明らかになりつつある。碑文は当時の都市国家およびエリートの状況を探る上で、直接情報を提供する貴重な史料である。従つて、これからは考古学だけでなく、史料批判を含めた幅広い歴史学的なアプローチもますます重要になるであろう。

紋章文字が古典期マヤ社会の政治史的研究の中で大いに位置を占めるに至る。しかし、殊に本稿で扱った王室の紋章は、それが領土を表わすのか、それともリーシンとは王朝名を表わすのか、都市国家の勢力の分布や変遷に大きな相違が生じるに至る。

筆者は後者を支持するのであるが、これが絶対正しく述べてゐるに至らざる。しかし、地名説を奉じる多くの研究者が述べよへど、彼らの説が強固な根拠に基づかれていた事から、だとは思わなる。これまでをみると、まだ資料が少なく、決め手に欠けるところのが現状である。今後古典期の都市国家の政治史的研究を進める過程で、解決すべき問題であつた。

註

- (1) Heinrich Berlin, "El glifo 'emblema' en las inscripciones Mayas," *Journal de la Société des Américanistas*, vol. 47, 1958, pp. 111-19.
- (2) ルネルの記述の下に、註(2)参照。
- (3) T. Patrick Culbert, "Maya political history and interaction: a summary view," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, ed. T. Patrick Culbert, Cambridge University Press, 1991, pp. 311-46.
- (4) Peter Mathews, "Classic Maya Emblem Glyphs," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, 1991, p. 19.

(5) Ibid., p. 24. 又テ Linda Schele and Peter Mathews, "Royal visits and other intersite relationships among the Classic Maya," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, 1991, p. 228.

(6) Mathews, op. cit., p. 22.

(7) J. Eric S. Thompson, *Maya Hieroglyphic Writing: An Introduction*, Carnegie Institution of Washington Publication 483, Institution, 1950, pp. 160-2; 200-3.

(8) テゼクトリムヤーハトヘハのタタロウの説中でも、数字はカタロク種中にも見ゆ。J. Eric Thompson, A Catalog of Maya Hieroglyphs, University of Oklahoma Press, 1962.

(9) Floyd G. Lounsbury, "On the Derivation and Reading of the 'Ben-Ich' Prefix," in *Mesoamerican Writing Systems*, ed. Elizabeth Benson, Dumbarton Oaks, 1973, pp. 99-143.

(10) ルヘカセ古典期マヤ社会の最高位である、都市国家の王室の位に就くことだ。ルヘカに次ぐ位はカハル(cahal)である。都邑国族は封属する都邑の岐に立つて、その都邑の都が多かった。Schele and Mathews, op. cit., pp. 251-52. 参照。

(11) Mathews, op. cit., p. 23.

(12) Ibid., p. 24. 又テ Peter Mathews, "Maya Early Classic Monuments and Inscriptions," in *A Consideration of the Early Period in the Maya Lowlands*, eds. Gordon R. Willey and Peter Mathews, Institute for Mesoamerican

- and History Revisited," *Journal of Field Archaeology*, vol. 11, 1984, p. 371. ^{参考}
- (23) David Humiston Kelly, *Deciphering the Maya Script*, University of Texas Press, 1976, p. 215.
- (24) *カニシクアハセヨリテ「カニシクアハセヨリテ」の文書* トヘニサルトナベツシテヒヌル サニグタの紋章文書 ^{参考} Berthold Riese, "Late Classic Relations between Copan and Quirigua: Some Epigraphic Evidence, in *The Southeast Maya Periphery*, eds. Patricia A. Urban and Edward M. Schortman, University of Texas Press, 1986, p. 97., Figure 3. ^{参考}
- (25) Ibid., p. 98.
- (26) Ibid., p. 98. ^{参考} Robert J. Sharer, "Diversity and continuity in Maya civilization: Quirigua as a case study," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, 1991, p. 191. ^{参考}
- (27) Riese, op. cit., p. 98.
- (28) Berthold Riese, "Relaciones clásicas tardías entre Copán y Quiriguá: algunas evidencias epigráficas," *Yaxkin*, vol. VII, no. 1, *Organo de Divulgación del Instituto Hondureño de Antropología e Historia*, 1984, p. 26. ^{参考} ハーリー・マクダーミド「日光山『煙猴(Smoke Monkey)』」¹⁰ 年弱統治した後、『煙火(Smoke shell)』¹¹ 1月ゼヘルノレ ^{参考} Sharer, op. cit., p. 192.
- (29) *カニシクアハセヨリテ「カニシクアハセヨリテ」の文書* トヘニサルトナベツシテヒヌル 脊椎骨國家 ^{参考}
- (30) William A. Haviland, "Dynastic Genealogies from Tikal, Guatemala: Implications for Descent and Political Organization," *American Antiquity*, vol. 42, no. 1, 1977, p. 64.
- (31) Nicholas A. Hopkins, "Classic Mayan Kinship Systems: Epigraphic and Ethnographic Evidence for Patrilineality," *Estudios de Cultura Maya*, vol. XVII, UNAM, 1989, p. 109. ^{参考} ハサハバヤヌルトスル (Kaminaljuyu) ^{参考} ハヤヌルトスル (Jaguar Paw) ^{参考} *煙火(Curl Nose)* ^{参考} *マニヤー* ^{参考} Culbert, 1988, op. cit., p. 142. ^{参考}
- (32) Hopkins, op. cit., p. 109.
- (33) Mathews, 1991, op. cit., pp. 24-25. ^{参考} Norman Hammond, "Inside the black box: defining Maya polity," in *Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence*, 1991, p. 277.
- (34) Mathews, op. cit., p. 25.
- (35) Ibid., p. 25. ^{参考} Kelly, op. cit., p. 215.
- (36) *アグアテカトナルカ(Aguateca)セハゼリヤ人ソサリト・カニシクアハセヨリテ「太陽山」の山* ^{参考} (Kinich Wits) ^{参考} 「太陽山」 ^{参考} (Sun-Faced Hill) ^{参考} *アシヌルトスル* ^{参考} Stuart and Houston, op. cit., p. 77. ^{参考}
- (37) Thomas S. Barthel, "Historisches in dem Klassischen Mayainschriften," *Zeitschrift für Ethnologie*, vol. 93, 1968, p. 120.

from Classic Centers of the Pasión River, Guatemala," in Fifth Palenque Round Table, 1983, vol. VII, 1985, p. 49.

を参照。たゞ、註(22)に記及したポーターは、図1の紋章文字が「ズ・ル・アグアチカ」か・アメーリア、タマリハ・ペーパー、セイバル、インヘルカツの碑文中の王の名や称号に付隨して生起するかむ、单一の系統の邪術師（神官）がすべての都市を支配してゐたと推測」してゐる。Porter, op. cit., p. 78.

(52) Johnston, op. cit., p. 56.

(53) Porter, op. cit., p. 78.

(54) ハ・ペ・ハ・ド・ザ・五世紀後半頃複数の分節リリシハが存在し、權力を巡る争いが起りはじめる。William L. Fash and David S. Stuart, "Dynastic history and cultural evolution at Copan, Honduras," in Classic Maya Political History: Hieroglyphic and Archaeological Evidence, 1991, pp. 153-54. 参照。

(55) ポーターザ、複数の系統の邪術師（神官）が、1つの都市国家を支配してゐた表われと解釈してゐる。Porter, op. cit., p. 78.

(56) ラ・ペ・キル・ペーナ (La Pasadita) のハトルが好例。Schele and Miller, op. cit., p. 196. © Plate 76 参照。

(57) Ibid., p. 182.

(58) Ibid., p. 172. 参照。

(59) Ibid., p. 175.

(60) Ibid., p. 17.

(61) 初代ハカタハ同教ランダ (Diego de Landa) ザ、『ハ

カタン事物記 (Relación de las cosas de Yucatán) で次の
みへり記してある。

「祖長が死んだ、息子があとを継ぐ年齢に達してゐない
ふれ、首長の兄弟がいれば、最年長、おたは最も利発な
その兄弟があとを継いで支配し、息子が成長したときには
備えて習慣や祭礼を彼に教えた。この兄弟は、たゞえ後
継者である息子が統治できる年齢になつても、引き続き
その生涯にわたり支配力を持っていた。首長に兄弟がな
い場合には、神官と重立った者たちが、首長に適した男
を選出した。」『ソリダ・ヌエバ・エスペーニャ報告書 ラ
ンダ・ヨカタン事物記』、大航海時代叢書 第二期 13、
岩波書店、一九八一年、11111頁 (林屋水吉訳)。

これを見ると、ショアラーが言つようど、基本原理は
長子相続制だが、適当な者がこなる場合は王の弟や他の
親族が継ごだともへりふりあるふらじめ思われる。Mor-
ley and Brainerd, op. cit., pp. 94-95. プロスクリアコヘ
ルと回意見である。Proskouriakoff, op. cit., p. 461. 現
在のところ、長子相続制を裏付ける明白な証拠はなこと
する見方が一般的であり、ヒスノンストリー上のデータ
はむしろ長子相続制の存在に否定的である。しかしながら
、考古学・ヒスノンストリー・民族誌・言語学上の
データから判断して、スペイン人による征服以前のマヤ
社会が父系制であつたことは疑いなにようである。女性
が王位に即かなつたティカルは別として、パレンケや
ウスマシンタ (Usumacinta) 地域の都市国家では女性が
王になつた例が顯著だが、この場合でも王位継承が父系

を辿つてゐる点では同じである。なおホップキンスは、ツォツイル族とチヨル族についての民族誌的データと、パレンケの碑文が当時の支配リニッジとは明らかに繋がりがないと思われる遙か古い時代の祖先について言及してゐることを考えあわせて、マヤ社会を構成する単位としては、リニッジよりもむしろクランのほうが重要だつたかも知れないと示唆してゐる。以上については Hopkins, op. cit., pp. 87-121. を参照。なお、世襲的王朝の存在を否定し、邪術者（神官）としての能力が即位を左右したとする説もある（Porter, op. cit., pp. 77-79）。

(62) ヨペハの祭壇（ヨーペハ） - イヤクモ・パック（Yax Pac）がヤクモ・クック・モ（Yax-K'uk'Mo）王朝の歴代の王と共に描かれており、ヤクモ・クック・モによって開かれた王廟の正統な後継者であることを宣布してゐる。Fash and Stuart, op. cit., p. 177. 参照。

(63) Joyce Kelly, The Complete Visitor's Guide to Mesoamerican Ruins, University of Oklahoma Press, 1982. より抜粋。